

番 号 : 140790

国 名 : マラウイ

担当部署 : 地球環境部 森林・自然環境グループ 自然環境第二チーム

案件名 : 首都圏水源域保全分野情報収集・確認調査 (事業計画)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 事業計画
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : その他

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2014年10月中旬から2015年1月上旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地調査期間	整理期間
5日	45日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 10月1日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は  
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」 ([http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204\\_02.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html))) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等 :
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	案件形成・事業計画に係る各種業務
対象国/類似地域	マラウイ/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : 特になし
- (2) 必要予防接種 : 特になし。ただし、黄熱病の予防接種は必須ではありませんが、黄熱感染危険国を経由して入国する場合にはイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示を求められます。

## 6. 業務の背景

マラウイの首都リロングウェ市では近年急速な人口増加が進み、現在約85万人とされる人口は2020年には120万人に拡大し、その結果、同市による水需要は2020年には現在の75,000m<sup>3</sup>/日からその倍の156,000m<sup>3</sup>/日に増加すると予測されている。

首都の主たる取水源であるリロングウェ川はザラニヤマ森林保護区を水源とする。同保護区はリロングウェ市の南西約50kmに位置する面積989km<sup>2</sup>の国有林であり、首都の水源地としての機能や生態系保全の機能を有するほか、木材・非木材林産物の供給を通じて周辺住民にとっての生活の糧となっている。しかしながら、薪炭材の利用等を目的とした森林の違法伐採が近年急速に進み、水源地としての機能が低下している。その原因として、森林管理計画に基づく管理やルールの執行が適切に行われていないこと、薪炭生産が周辺住民にとって重要な生計手段のひとつであること、保護区管理に必要な政府等予算が十分に確保されていないことなどが挙げられる。

安定的な水供給は、首都人口の生活基盤であるとともに首都圏内の農・工業生産活動の持続的発展に必須であることから、同保護区を含めた首都圏水源域の保全はマラウイ政府にとって喫緊かつ最重要の課題となっている。このため、同保護区を管轄する天然資源・エネルギー・鉱業省森林局（以下、森林局）のみならず、農業・灌漑・水資源省（以下、水資源省）やリロングウェ市水道公社（以下、LWB）も本課題に対する取組みを開始している。

これに関してJICAは、森林局に個別専門家（森林保全管理：2012年1月～2015年1月）を派遣して、関係者参加型で同保護区の森林管理計画の策定を支援している。また、水資源省をC/Pとした「水資源マスタープラン策定能力強化プロジェクト」（2012年3月～2014年10月）を実施中である。その他、マラウイでは植林や農家の生計向上・生活改善等を目的とした多くのNGOが活動しているのに加えて、CSRの一環としてマラウイ政府やNGOに資金協力を行っている同国内外の民間企業が存在する。

このような背景を踏まえて、今回実施する情報収集・確認調査は、マラウイ政府による本課題への適切な対処を支援するべく将来のJICAの協力の検討に必要な情報の収集・整理・分析を行うものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、JICA、森林局配属の個別専門家、マラウイ政府・政府関係機関、民間企業、NGO等と協働で、首都圏水源域保全のための効果的な援助アプローチと具体的な事業コンポーネント・事業計画を検討することを主たる目的とする。

具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2014年10月中旬～下旬）

- ① 本課題に関する資料（関連法令、政策、他ドナー関連文書、個別専門家作成の報告書等）を事前確認し、マラウイ国の現状、基本政策、本課題の内容、マラウイ政府側の対応の現状、ドナーや民間企業・NGO等の動向等について把握する。
- ② 上記を踏まえ、ワークプラン（英文）を作成し、JICA地球環境部に提出・説明の上、内容について打合わせを行う。

### （2）現地派遣期間（2014年10月下旬～2014年12月上旬）

- ① JICAマラウイ事務所、個別専門家、マラウイ政府（森林局、水資源省、LWB）に対しワークプランを基に業務内容を説明、協議し、必要に応じて修正する。派遣期間中は個別専門家と綿密に情報共有・協議を行い、適宜JICAマラウイ事務所に対して進捗報告を行う。
- ② 現地での調査活動を補助するべく、JICAマラウイ事務所が定める手続きに従い調査補助員（複数名、3.0M/Mを上限）を備上する。
- ③ 現地調査補助員を活用しつつ以下を実施する。
  - （ア）リロングウェ市およびリロングウェ川流域（特に森林保護区に隣接する農村部）の森林保全に関連する基本情報を収集する。
  - （イ）水資源保全・管理に関する国家政策、リロングウェ市の給水事業（特に収支内容）等

に関する情報を収集・分析する。

(ウ) 同国森林セクターの特別会計である森林開発管理基金や同国タバコ業界による森林セクター支援(タバコ課徴金の運用状況等)に関する情報を収集・分析する。

(エ) 関係するマラウイ政府省庁・政府関係機関、大学、国内外のNGO、他ドナー等の活動内容等を確認し、ステークホルダー分析を行う。

- ④ 既存情報および上記③の結果を踏まえて、首都圏水源域保全に向けた効果的な援助アプローチと具体的な事業計画・事業コンポーネントを検討する。検討に際しては少なくとも以下を含むこととする。

(ア) マラウイ政府等における実施機関及び事業実施体制

(イ) 新規事業実施に際しての政府関係機関、民間企業やNGO等との具体的な連携方策

(ウ) 各事業コンポーネントを実施する対象地区、優先順位

(エ) 各事業コンポーネントに要するコスト、期待される効果・裨益人口

(オ) 事業の持続性を確保するための各種方策

- ⑤ 事業全体および事業コンポーネント毎の事業提案書(英文)を作成する。

- ⑥ 上記④で検討した事業計画の関係者を招いて調査結果に関するワークショップを開催する。

- ⑦ 現地業務結果報告書(英文)を作成し、JICAマラウイ事務所、個別専門家、マラウイ政府に提出し、報告する。

- (3) 帰国後整理期間(2014年12月中旬)

- ① 現地で作成した事業提案書の和文版を作成する。

- ② 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA地球環境部に提出し、報告する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(英文4部)

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)、スケジュールなどを記載。

- (2) 現地業務結果報告書(英文4部)

調査結果および事業提案書(英文)を含める。

- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

調査結果の要旨および事業提案書(和文)を含めるとともに、現地業務結果報告書(英文)を添付する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積を計上して下さい)。航空経路は、東京⇒香港⇒ヨハネスブルグ⇒リロングウェ⇒ヨハネスブルグ⇒香港⇒東京を標準とします。

- (2) 臨時会計役の委嘱

現地業務実施に際して必要となる現地調査補助のための備上費、交通費、通信費、ワークショップ開催費等の一般業務費については、当機構マラウイ事務所より業務従事者に対し臨時会計役を委嘱する予定です(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

臨時会計役とは、会計役としての職務(例: 現地業務費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例: 現地出張期間)に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程：現地派遣は2014年10月26日～2014年12月9日を予定していますが、前後数日程度の日程調整は可能です。
- ② 便宜供与内容：JICAマラウイ事務所もしくは個別専門家による便宜供与事項は以下のとおりです。
  - (ア) 空港送迎：あり
  - (イ) 宿舎手配：あり
  - (ウ) 車両借上げ：なし
  - (エ) 通訳備上：なし
  - (オ) 現地日程のアレンジ：個別専門家が必要に応じてアレンジします
  - (カ) 執務スペースの提供：森林局における執務スペース提供
  - (キ) 調査補助員の備上支援：あり

### (2) 参考資料

- ① 本業務に関する資料を地球環境部森林・自然環境グループ自然環境第二チーム (TEL:03-5226-9536)にて配布します。

### (3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 森林管理分野に係る業務経験を有することが望ましい。

以 上